



芦市環第3038号  
令和4年3月23日

芦屋市監査委員 阿部清司様  
芦屋市監査委員 ひろせ久美子様

芦屋市長 伊藤



定期監査（事務監査）の結果に基づく措置について（通知）

令和4年3月3日付け芦監報第19号で報告のありました定期監査（事務監査）の結果に基づき、市民生活部において別紙のとおり措置を講じました。

以上

監査結果報告に対する措置について

【人権・男女共生課】

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 地域女性活躍推進交付金について、交付決定通知書を収受しているにも関わらず、調定が行われていなかった。芦屋市財務会計規則第 25 条にて、歳入を収入する原因が生じたときに調定することが定められているため、改められたい。</p>	<p>(1) 指摘のあった「地域女性活躍推進交付金」については、例年翌年の 4 月下旬頃に入金があるので、概ね 1 ヶ月前の 3 月下旬頃に調定を行っておりました。しかしながら今回指摘を受けましたので、交付決定通知書を収受した令和 3 年 4 月 12 日の日付に遡って調定を行いました。今後は会計規則第 25 条「歳入を収入する原因が生じたときに調定する」を遵守するよう改めます。なお本日現在交付金の入金はまだありません。</p>

監査結果報告に対する措置について

【市民課】

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 個人番号カード交付事業費補助金等について、補助金の交付決定の通知文書の收受日が調定日となるが、その日を調定日としていないものが見られたので改められたい。</p>	<p>(1) 指摘のあった「個人番号カード交付事業費補助金」等について、指摘されたような補助金の交付決定通知文書の收受日が調定日になるという認識が欠けておりました。今後は会計規則第 25 条に従い收受日に調定を行うよう改めます。</p>

監査結果報告に対する措置について

【地域経済振興課】

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 令和3年度消費者行政推進・強化事業助成金について、県からの交付決定通知を受受しているが、調定がされていないため、芦屋市財務会計規則第25条に歳入を収入する原因が生じたときは、調定伝票により調定すると定められているので、適正に処理するよう改められたい。</p>	<p>(1) 指摘のあった「令和3年度消費者行政推進・強化事業補助金」については、今回指摘された時点では入金がなかったため調定を行っていませんでした。今後は会計規則第25条「歳入を収入する原因が生じたときに調定する」を遵守するよう改めます。なお、指摘を受けた後速やかに調定伝票により調定を行い、会計課に納付書を預けました。</p>

監査結果報告に対する措置について

【環境課】

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 令和3年度衛生施設目的外使用料について、納付書の納期を過ぎた未納分に対して督促がされていない。芦屋市財務会計規則第44条に歳入を納入期限までに納めないものがあるときは、期限を指定した督促状により督促しなければならないと定められているため、適正に処理するよう改められたい。</p>	<p>(1) 指摘のあった「令和3年度衛生施設目的外使用料」について、令和4年2月25日に令和3年度未納分（8月，12月，1月，2月分）の督促状を使用者に手渡しました。今後は財務会計規則第44条に従い、納入期限までに納入のないものがあるときは督促するよう改めます。</p>